

午前午後

時分

受付

離婚届

令和年

月

日

届出

大阪府寝屋川市長殿

受理令和年

月

日

第

号

発送令和年

月

日

大阪府寝屋川市長印

送付令和年

月

日

第

号

書類調査

戸籍記載

記載調査

調査票

附票

住民票

通知

(1)氏名(よみかた)夫氏名妻氏名生年月日生年月日生年月日住所(住民登録をして)いるところ世帯主の氏名世帯主の氏名本籍(外国人のときは国籍だけを書いてください)番地番筆頭者の氏名父母及び養父母の氏名父母との続き柄夫の父母続き柄男妻の父母続き柄女(右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください)続き柄養父養母続き柄養子養父養母続き柄養女(2)離婚の種別(3)婚姻前の氏に(4)もどる者の本籍(5)未成年の子の氏(6)同居の期間(7)別居する前の住(8)別居する前の世帯のおもな仕事と(9)夫妻の職業(10)夫婦の職業(その他)届出人署名(※押印は任意)夫印妻印事件簿番号

住所を定めた年月日

昭平令

記入の必要はありません

夫持参人届出人・使者確認通知マ・免・バ・保()

妻持参人届出人・使者確認通知マ・免・バ・保()

記入の必要はありません

不受理申出

確認済

確認不要

記入の必要はありません

連絡先(居間連絡が取れるところ)

(夫・妻)

携帯・勤務先・自宅

() - 番

消せるボールペンで書かないでください。

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

本籍地でない市区町村役場に提出するときは、2通または3通提出してください（市区町村役場が相当と認めたときは、1通で足りることもあります。）。また、そのさい戸籍謄本1通もあわせて提出してください。

そのほかに必要なもの

- 調停離婚のとき→調停調書の謄本
- 審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
- 和解離婚のとき→和解調書の謄本
- 認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
- 判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

証人(協議離婚のときだけ必要です)

署名(※押印は任意)印印生年月日生年月日生年月日住所住所本籍本籍番地番番地番

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください（この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。）。

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

◎《届出人の本人確認について》

寝屋川市では虚偽の届出防止のため、届出人の本人確認を実施しています。マイナンバーカード、運転免許証又はパスポートなど、本人確認ができるものをご持参ください。なお、本人確認書類をお持ちでない方でも届出はできますので、窓口にお申し出ください。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

□面会交流について取決めをしている。

□まだ決めていない。

（面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。）

・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

□養育費の分担について取決めをしている。

取決め方法：(□公正証書 □それ以外)

□まだ決めていない。

このチェック欄についての法務省の解説動画



詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ＆A」をご覧ください。

面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページ内にも掲載しています。

法務省 離婚

法務省作成のパンフレット

日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】<https://www.houterasu.or.jp>